

山梨県公安委員会規則第3号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和元年9月3日

山梨県公安委員会

委員長 武田信彦

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(山梨県公安委員会行政文書管理規則の一部改正)

第1条 山梨県公安委員会行政文書管理規則(平成13年山梨県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(山梨県警察署協議会に関する規則の一部改正)

第2条 山梨県警察署協議会に関する規則(平成13年山梨県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(山梨県公安委員会公文規則の一部改正)

第3条 山梨県公安委員会公文規則(平成13年山梨県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(山梨県留置施設視察委員会に関する規則の一部改正)

第4条 山梨県留置施設視察委員会に関する規則(平成19年山梨県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(山梨県道路交通法施行細則の一部改正)

第5条 山梨県道路交通法施行細則(昭和35年山梨県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第9の4の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式及び別記 略